

# 回 答 書

件 名	令和 7 年高知県庁北庁舎で使用する電気	
1	質問	現在の計量日をご教示ください。
		現在の電力供給会社をご教示ください。
		現在の供給会社と計量日を教えていただけますでしょうか。
		現在の計量日をご教示お願いいたします。
		入札対象施設の現供給者を教えてください。最終保障契約の場合その旨もお知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承いただけますか。(切替時に必要となります。)
		送電開始日は計量日と同日でしょうか。供給地点の計量日をご教示いただけますでしょうか。なお、相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月 1 日となりますが問題ないでしょうか。
	SW 切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	
回答	<p>日本エネルギー総合システム株式会社です。</p> <p>計量日については、契約書(案)(計量)第 11 条に記載のとおりです。</p> <p>送電開始日は令和 7 年 1 月 1 日午前零時からです。</p> <p>最終保障契約ではありません。</p>	
2	質問	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。
		燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での提案、契約締結は可能ですか。
		請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、(基本料金単価×契約電力) + 力率割引・割増相当額となりますがよろしいでしょうか。
	契約に至った場合は、現行の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。	
	<p>※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額(〇. 〇円)を固定するお願いではありません。</p>	
回答	<p>燃料費調整の取扱いについては、契約書(案)(料金の算定)第 12 条第 2 項に記載のとおりとします。</p> <p>料金の算定については、契約書(案)(料金の算定)第 12 条のとおりとしてください。</p>	
3	質問	電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。
	回答	電気・ガス価格激変緩和対策事業に基づく割引については、支払料金の総額が変

		<p>わらないのであれば燃料費調整額からではなく別項目からの割引でも差し支えありません。</p> <p>電気・ガス価格激変緩和対策事業が令和7年1月以降に再度実施され、かつ燃料費調整額からではなく別項目からの割引となる場合、第12条第2項については変更契約により対応するものとします。</p>
4	質問	<p>郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。</p>
		<p>請求書は電子請求書でありお客様マイページからPDF形式でダウンロードしていただくこととなります。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。</p> <p>お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。</p> <p>また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます、毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いします。</p>
	回答	<p>Webページにおいて請求書を確認する方法で差し支えありません。</p>
5	質問	<p>弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>
		<p>ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。</p>
		<p>電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。また、電気料金のご請求は需要場所単位の一通の請求書で良いが、電気料金の支払（振込）を複数の事業者から行われるということはありませんでしょうか。</p>
	回答	<p>1施設につき1枚の請求書で差し支えありません。</p> <p>また、1枚の請求書について複数の事業者から支払われることはありません。</p> <p>なお、支払い業務は高知県総務事務センターが取りまとめている。</p>
6	質問	<p>現在の契約電力をご教示ください。</p>
	回答	<p>仕様書および契約書（案）（契約電力）第4条のとおりです。</p>
7	質問	<p>弊社では、計量結果の報告を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂</p>

		いております。請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりません。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承くださいませでしょうか。
	回答	差し支えありません。
8	質問	<p>入札説明書 6. (3) 入札保証金及び 12. 契約保証金の記載項目について</p> <p>①「過去2年間」とはいつ時点から起算とした期間でしょうか。</p> <p>②「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とはどのような情報を基準として判断されますか。</p> <p>③入札保証金・契約保証金免除規程に該当する場合、契約書の写しを提出する事で判断していただけるのでしょうか。</p> <p>別途必要なお手続きや提出書類はございますでしょうか。</p> <p>また、提出期日（入札参加資格書類提出時・落札後等）についてもご教示ください。</p>
		<p>契約保証金について、免除を希望する場合、必要な提出書類はありますでしょうか。必要な場合、提出時期、提出方法をご教示ください。</p>
	回答	<p>①入札予定日（令和6年10月22日）から起算して2年間とします。</p> <p>②③入札保証金及び契約保証金の免除については、一般競争入札（令和7年高知県庁本庁舎で使用する電気）参加届とあわせてご提出いただく契約書の写しにより判断します。提出期限は、一般競争入札参加届と同じ9月20日（金）です。</p>
9	質問	<p>契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますが、ご了承くださいませでしょうか。</p>
	回答	<p>差し支えありません。</p>
10	質問	<p>契約書の条文に記載が無い事項を補完するため、当社の基本契約要綱を添付した協議書を締結させていただくことは可能でしょうか。</p>
	回答	<p>契約書に定めがない事項については、契約書（案）（疑義の決定等）第21条により協議します。</p>
11	質問	<p>燃料費調整は契約書案に記載の通り、四国電力の業務用電力に適用される算出方法の認識でお間違いないでしょうか。</p>
	回答	<p>ご認識のとおりです。</p>
12	質問	<p>現在の世界情勢を受けて燃料価格高騰等による状況変化や国の制度変更等による単価の見直しが行われる場合、協議に応じていただけますでしょうか。</p>
		<p>地域の旧一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われ</p>

		た場合、弊社においても同様に見直しを行う可能性があります。応じていただけますか。あった場合は、協議の上、契約単価等の変更可能ですか。
	回答	契約締結後の単価等の変更は、必要性等を考慮して、甲乙で協議を行ったうえで判断します。
1 3	質問	当社の銀行口座へ直接ご入金いただく場合、振込手数料はお客様負担となりますが、よろしいでしょうか。 また、納付書による振込および口座からの引き落としの場合、振込手数料は発生致しませんが、弊社で取り扱っていない金融機関があるため、ご利用される金融機関・支店をご教示いただけますでしょうか。
		弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替、クレジットカード払いのみとなり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承くださいませでしょうか。予定している支払方法をご教示ください。
		第13条（料金の支払等） ・今回のご契約における月々のお支払いは、お振込でしょうか口座振替でのご対応でしょうか。
	回答	支払については、口座振込で行っています。 振込手数料については、県が負担します。
1 4	質問	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費調整額含む）は小数点第3位を四捨五入し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨てとさせていただきます、契約単価は税込みとなりますがよろしいでしょうか。
	回答	差し支えありません。
1 5	質問	検針結果（最大需要電力、使用量、30分値データ等）については、弊社WEBサービスに登録いただくことで確認可能となりますが、お客様ご自身でご確認いただけますでしょうか。 (請求書は書面により送付いたします。)
		マイページより30分ごとに示した使用電力量等のダウンロードが可能となっておりますので、こちらでご対応お願いできますでしょうか。
	回答	差し支えありません。
1 6	質問	仕様書3(2)に記載の内容について、配電線故障等による障害発生時は、供給区域を管轄する一般送配電事業者（四国電力送配電株式会社）にて体制が整備されておりますので、お客様から一般送配電事業者へ直接連絡を取っていただくこととなりますが、よろしいでしょうか。
		回答

17	質問	電気料金の基本料金単価および電力量料金単価はあらかじめ決めた単価であり、毎月変動しない認識でお間違いないでしょうか。
	回答	契約書（案）（契約単価）第5条のとおりです。
18	質問	検針日が1日でない場合、年度末（～3/31）の請求書発行は通常通り5月初旬となります。ご了承いただけますでしょうか。
	回答	請求書は4月初旬から中旬までに発行してください。
19	質問	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。
	回答	差し支えありません。
20	質問	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。
	回答	協議していただくことは可能ですが、原則として契約書（案）のとおりとします。
21	質問	入札書や入札参加申請書はレターパックプラスでの郵送でも可能でしょうか。
	質問	入札書郵送提出時の外封筒として、簡易書留と同等の取り扱いとなる「レターパックプラス」（追跡、対面での配達可）を用いて送付することは可能でしょうか。
	回答	入札参加申請書は可能ですが、入札書は不可です。入札公告及び入札説明書に、入札書の提出は持参又は郵送（簡易書留に限る。提出期限内に必着のこと。）と定めていますので、郵送の場合は簡易書留にしてください。
22	質問	本質問日から使用期間終期までに、供給地点の変更や大幅な増設・減設の可能性のある供給施設の移転工事等を予定していますでしょうか。予定している場合、工事内容を教えていただけないでしょうか。
	質問	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。
	回答	現時点では、電力の契約に影響するような工事の予定はないと考えています。万が一、工事が決まりましたら、できる限り速やかにご連絡いたします。
23	質問	落札後、電力会社切替え手続きに必要な情報を確認するため、最新月の請求書の写しを提出いただくことは可能でしょうか。
	回答	対応いたします。

24	質問	<p>入札金額の積算に伴う端数処理については、下記のとおりとしてよろしいでしょうか。</p> <p>① 各月の基本料金及び電力量料金の各小計においては小数点以下第3位を切り捨てし、小数点以下第2位まで保持し、円未満の端数処理は行わない。</p> <p>② 月別合計金額は、各月毎に基本料金と電力量料金の合計金額を端数処理（円単位とし、円未満の端数は切り捨て）する。</p>
	回答	<p>基本料金及び電力量料金の各小計の端数処理は、特に指定していません。</p> <p>なお、1円未満の端数を含め、記載された積算に誤りがないようご注意ください。</p> <p>金額の算定については、入札説明書2の（5）のアに規定する様式2（年間総額内訳書）の注意事項に記載のとおりです。</p>
25	質問	<p>入札書の日付は作成日を記入するという認識でよろしいですか。</p> <p>入札書記載日付のご指定はございますでしょうか。</p>
	回答	<p>令和6年9月下旬にこちらから入札参加資格に関する通知文書をお送りしますので、その文書を受け取った日から入札書提出期限（令和6年10月15日（火））までの日付をご記入ください。</p>
26	質問	<p>郵送提出の際、入札書、入札書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要があるでしょうか。</p>
	回答	<p>入札書を郵送する際は、二重封筒で提出してください。</p>
27	質問	<p>仮に弊社が落札者となった場合、契約書の内容について落札後に協議いただくことは可能でしょうか。</p>
		<p>第4条（契約電力）</p> <p>2項として下記文言の追記願えませんでしょうか。</p> <p>2 1において定めた契約電力を超過した場合は、超過金の支払について甲乙協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。</p>
		<p>第8条（権利義務の譲渡等の禁止）</p> <p>下記文言の追記をお願いします。</p> <p>乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。</p> <p>この後に➡若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。</p>
		<p>第13条（料金の支払等）</p> <p>・「年2.5パーセント・・・」ではなく、『政府契約の支払遅延防止等に関する</p>

		<p>法律（昭和24年法律第256号）第8条2項参照の上』と条文を変更いただくことは可能でしょうか。</p> <p>第〇条（違約金・・）</p> <p>甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項を追加をお願いできますでしょうか。</p> <p>『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第●条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、第●条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。』</p>
	回答	<p>契約書の文言の追加・変更や要綱等の添付について、落札後（又は契約後）協議していただくことは可能ですが、原則として契約書（案）のとおりとします。</p> <p>契約書（案）についてはホームページの入札公告と同じ記事内に掲載しています。</p> <p>第13条第3項については、以下の文言に修正します。</p> <p>『甲の責めに帰すべき事由により、料金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を遅延利息として甲に請求することができる。』</p>
28	質問	<p>念の為のご確認にはなりますが、燃料費調整は、需要場所管轄エリアのみなし小売電気事業者（四国電力株式会社様）が公表する「電気需給条件【高圧】」の最新の燃料費等調整算定方法による単価を適用するという認識でよろしいでしょうか。</p>
	回答	<p>ご認識のとおりです。</p>
29	質問	<p>契約後に直近1年間分の30分値データの提供をいただくことは可能でしょうか。</p>
	回答	<p>対応いたします。</p>
30	質問	<p>契約電力が協議制(500kW以上)の施設で、契約切替時に現在の契約電力から増加・減少させる予定はありますか</p>
	回答	<p>変更予定はありません。</p>
31	質問	<p>自動検針装置は付いていますか。未設置の場合供給開始から20営業日前までに弊社へ申込書の提出が必要となります。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。</p>
	回答	<p>仕様書2（2）のとおりです。</p>